

社会福祉法人浦和の里役員の 報酬及び費用弁償に関する規程

規程施行 平成14年11月1日
一部改正 平成16年4月1日
一部改正 平成19年4月1日
一部改正 平成29年6月14日

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人浦和の里の理事、監事、評議員、苦情等解決のための第三者委員及び入所判定委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 役員等に職務執行の対価として報酬を支給する。

2 役員等に対する報酬は、別記1に定める額とする。

（支給方法）

第3条 前項に定める報酬の支給方法については、職員に対する給与支給の例による。

（費用弁償）

第4条 役員等が業務のため旅行したときは、職員に対する旅費支給の例によりその費用を弁償する。

2 役員等が理事会及び評議員会その他当該法人関連諸規定に基づく会議等（以下「会議等」という。）に出席したときは費用弁償を支給する。

3 前項の支給額については、1日につき10,000円とする。

（適用除外）

第5条 理事長、副理事長及び役員を兼ねる浦和の里職員には、会議等への出席に対する費用弁償は支給しない。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

別記1 役員等月額俸給表

理事長	800,000円
副理事長	300,000円
第三者委員	20,000円
入所判定委員	30,000円
その他の役職	理事長が別に定める額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の前日までに、決定された予算に基づき支払われた、報酬及び費用弁償は、それぞれこの規程の相当規定によってなされたものと見做す。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日(評議員会議決日)から施行する。